

資料2

6月4日 食品衛生分科会

報告品目に関する資料

(2) 報告品目

① 農薬

- ・エトフェンプロックス（暫定基準の見直し+適用拡大）・・・1
- ・フェンピロキシメート（暫定基準の見直し+適用拡大）・・・7
- ・オキシシン銅（暫定基準の見直し+適用拡大）・・・13
- ・プロパルギット（暫定基準の見直し+適用拡大+魚介類）・17
- ・ピリミジフェン（暫定基準の見直し）・・・23
- ・ファモキサドン（暫定基準の見直し+インポートトレランス
申請+魚介類）・・・27
- ・フルフェナセット（暫定基準の見直し+インポートトレランス
申請+適用拡大）・・・33
- ・メトコナゾール（適用拡大+インポートトレランス申請）・36

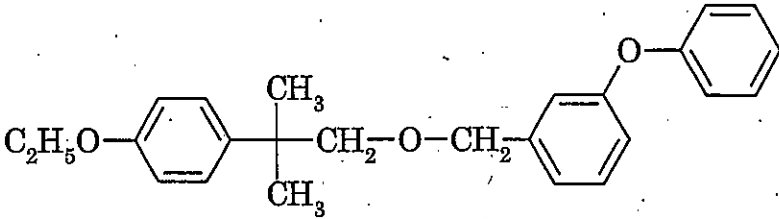
② 動物用医薬品

- ・オルビフロキサシン（暫定基準の見直し+意見聴取）・・・39
- ・ドキシサイクリン（暫定基準の見直し）・・・42
- ・ダノフロキサシン（暫定基準の見直し）・・・45

③ 食品添加物

- ・ビオチン（使用基準改正）・・・49

エトフェンプロックス (Etofenprox)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ピレスロイド様の活性を示す殺虫剤である。鱗翅目、半翅目、双翅目等の各種害虫に対して広い殺虫スペクトルを有する。神経軸索におけるナトリウムチャンネルの正常な働きを阻害することにより、殺虫活性を示すものと考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	稲/イネツトムシ、れんこん/マメコガネ 等										
我が国の登録状況	稲、れんこん等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1993年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はりんご、なし等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米に、EUにおいてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.031 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 発がん性試験 (マウス・混餌)</p> <p>無毒性量 3.1 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エトフェンプロックスとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="587 1570 1428 1827"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>68.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>38.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	35.7	幼小児 (1~6歳)	68.5	妊婦	28.6	高齢者 (65歳以上)	38.3
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	35.7										
幼小児 (1~6歳)	68.5										
妊婦	28.6										
高齢者 (65歳以上)	38.3										
意見聴取の状況	平成26年1月28日に在京大使館への説明を実施 平成26年4月30日~5月29日パブリックコメントを実施 今後WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	0.5	○			0.03,0.12(\$)
小麦	0.5	0.5	○			0.14(\$),0.04
大麦	0.5	0.5				
ライ麦	0.5	0.5				
とうもろこし	0.5	0.5	○	0.05		
そば		0.5				
その他の穀類		0.5				
大豆	0.2	0.2	○	0.05		
小豆類	0.2	0.2	○	0.05		
えんどう	0.05	0.1	○			(らっかせい参照)
そら豆	0.05	0.1	○	0.05		(らっかせい参照)
らっかせい	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
その他の豆類	0.05	0.1	○	0.05		(らっかせい参照)
ぼれいしょ	0.1	0.1	○			
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	0.1	○			
かんしょ	0.1	0.1	○			
やまいも(長いもをいう。)	0.1	0.1	○			<0.005,<0.005(やまのいも)/ <0.03(ながいも)
こんにやくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい	0.5	0.5	○			
さとうきび	0.1	0.1	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)	2	2	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	10	○			
かぶ類の根	2	2				
かぶ類の葉	10	10				
西洋わさび		0.5				
クレソン		2				
はくさい	5	5	○			2.32,2.02
キャベツ	2	2	○			
芽キャベツ	2	2				
ケール		2				
こまつな		2				
きょうな		2				
チンゲンサイ		2				
カリフラワー		2				
ブロッコリー		2				
その他のあぶらな科野菜	1	2	○			<0.2,0.5(\$) (畑わさび(根及び根茎))
ごぼう		0.5				
サルシフィー		0.5				
アーティチョーク		2				
チコリ		2				
エンダイブ		2				
しゅんぎく		2				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2	○			1.20,0.50
その他のきく科野菜	2	2	○			0.56,0.51(ふき)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.30,1.00(葉ねぎ)
にら		2				
アスパラガス		2				
わけぎ	2	2				
その他のゆり科野菜		2				
にんじん		0.5				
パースニップ		0.5				
パセリ		2				
セロリ		2				
みつば	5	2	申			2.4,1.6
その他のせり科野菜	2	2	○			0.3,0.7(\$)(せり)
トマト	2	2	○			0.609(\$),0.264
ピーマン	5	5	○			1.71,2.66
なす	2	2	○			0.64,0.16
その他のなす科野菜		5				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等: ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○			0.49,0.126
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	2	○			
しろうり		2				
すいか	2	2	○			
メロン類果実	2	2	○			
まくわり	2	2	○			
その他のうり科野菜	1	2	○			
ほうれんそう		2				1.10(\$),0.16 0.74,0.14(菜しょうが) 0.40,1.05 0.860,0.218 1.08,1.02
たけのこ		0.5				
オクラ	3	5	○			
しょうが	2	2	○			
未成熟えんどう	2	2	○			
未成熟いんげん	2	5	○			
えだまめ	5	5	○			
その他の野菜	5	5	○			2.58,2.44(未成熟ささげ)
みかん	2	2	○			(すだち参照) (すだち参照) (すだち参照) (すだち参照) (すだち参照) 2.7,1.90(すだち)
なつみかんの果実全体	5	5	○			
レモン	5	5	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			
グレープフルーツ	5	5	○			
ライム	5	5	○			
その他のかんきつ類果実	5	5	○			
りんご	2	2	○	0.6		0.39,0.80 0.72,0.62 (日本なし参照)
日本なし	2	2	○	0.6		
西洋なし	2	2	○	0.6		
マルメロ		2				
びわ		1				
もも	2	2	○			0.6
ネクタリン	0.6	2		0.6		
ぶどう	4			4		0.72,0.85
かき	2	2	○			
バナナ		2				2.00,1.51
キウイ		0.2				
パパイヤ		2				
アボカド		2				
パイナップル		2				
グアバ		2				
マンゴー	5	2	申			
パッションフルーツ		2				
なたね	0.01			0.01		
ぎんなん		0.1				
くり	2	2	○			
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
茶	10	10	○			1.62,3.98(荒茶)
その他のスパイス	20	5	○			6.90,11.40(\$) (みかんの果皮)
その他のハーブ	0.7	5	○			0.2,0.2,0.18,0.34(\$) (畑わさび(葉))
牛の筋肉	0.5	0.5				推:0.12
豚の筋肉	0.5	0.5				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	7	7		0.5		推:4.9
豚の脂肪	7	7		0.5		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7	7		0.5		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.5	0.5		0.05		推:0.19
豚の肝臓	0.5	0.5		0.05		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5		0.05		(牛の肝臓参照)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.5	0.5		0.05		推:0.32
豚の腎臓	0.5	0.5		0.05		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5		0.05		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.5	0.5		0.05		(牛の肝臓、腎臓参照)
豚の食用部分	0.5	0.5		0.05		(牛の肝臓、腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5		0.05		(牛の肝臓、腎臓参照)
乳	0.5	0.5		0.02		推:0.35
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		推:0.004
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.5	0.5				推:0.11
その他の家きんの脂肪	0.5	0.5				(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.02	0.02		0.01		推:0.006
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02		0.01		(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.02	0.02		0.01		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02		0.01		(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.02	0.02		0.01		(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02		0.01		(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.1	0.1		0.01		推:0.041
その他の家きんの卵	0.1	0.1		0.01		(鶏の卵参照)
魚介類	0.8	0.8				推:0.77
干しぶどう	8			8		

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農業登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

エトフェンブロックス

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.5
小麦	0.5
大麦	0.5
ライ麦	0.5
とうもろこし	0.5
大豆	0.2
小豆類 ^{注1)}	0.2
えんどう	0.05
そら豆	0.05
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^{注2)}	0.05
ばれいしょ	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1
かんしょ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.1
てんさい	0.5
さとうきび	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10
かぶ類の根	2
かぶ類の葉	10
はくさい	5
キャベツ	2
芽キャベツ	2
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2
その他のきく科野菜 ^{注4)}	2
ねぎ(リーキを含む。)	2
わけぎ	2
みつば	5
その他のせり科野菜 ^{注5)}	2
トマト	2
ピーマン	5
なす	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1
すいか	2
メロン類果実	2
まくわうり	2
その他のうり科野菜 ^{注6)}	1
オクラ	3
しょうが	2
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	2
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注7)}	5
みかん	2
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	5

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

エトフェンブロックス

食品名	残留基準値	
	ppm	
りんご		2
日本なし		2
西洋なし		2
もも		2
ネクタリン		0.6
ぶどう		4
かき		2
マンゴー		5
なたね		0.01
くり		2
茶		10
その他のスパイス ^{注9)}		20
その他のハーブ ^{注10)}		0.7
牛の筋肉		0.5
豚の筋肉		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の筋肉		0.5
牛の脂肪		7
豚の脂肪		7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		7
牛の肝臓		0.5
豚の肝臓		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.5
牛の腎臓		0.5
豚の腎臓		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.5
牛の食用部分 ^{注12)}		0.5
豚の食用部分		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.5
乳		0.5
鶏の筋肉		0.01
その他の家きん ^{注13)} の筋肉		0.01
鶏の脂肪		0.5
その他の家きんの脂肪		0.5
鶏の肝臓		0.02
その他の家きんの肝臓		0.02
鶏の腎臓		0.02
その他の家きんの腎臓		0.02
鶏の食用部分		0.02
その他の家きんの食用部分		0.02
鶏の卵		0.1
その他の家きんの卵		0.1
魚介類		0.8
干しぶどう		8

注9)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注12)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注13)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フェンピロキシメート (Fenpyroximate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	フェノキシピラゾール系の殺ダニ剤である。ミトコンドリア電子伝達系の阻害により殺ダニ作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	もも/ハダニ類、茶/カンザワハダニ 等										
我が国の登録状況	もも、茶等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1995年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準はぶどう、きゅうり等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアボカド、ナッツ類等に、EU においてりんご、トマト等に、オーストラリアにおいてりんご、なしに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.0097 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.97 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェンピロキシメートとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>43.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>17.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	18.2	幼小児 (1~6 歳)	43.3	妊婦	16.3	高齢者 (65 歳以上)	17.5
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	18.2										
幼小児 (1~6 歳)	43.3										
妊婦	16.3										
高齢者 (65 歳以上)	17.5										
意見聴取の状況	平成 26 年 1 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 26 年 4 月 30 日~5 月 29 日パブリックコメントを実施 今後 WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆	0.05	0.1	○			<0.005,0.012
小豆類	0.05	0.05	○・甲			<0.005,0.012
えんどう	0.1	0.2	○			0.024(＃),0.021(＃)
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい	0.02	0.05	○			<0.005,<0.005
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜	0.5	0.5				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ	0.5	0.5				
セロリ		0.02				
みつば	2	2.0				
その他のせり科野菜	0.5	0.5				
トマト	0.7	0.5	○・申	0.2		0.193,0.215(シマト)
ピーマン	1	0.5	○・申	0.2		0.307,0.304
なす	0.5	0.5	○	0.2		0.112,0.198
その他のなす科野菜	2	0.5	申	0.2		0.744,0.706(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.03		0.076,0.182
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.02		0.05		
しろうり		0.02				
すいか	1	1.0	○			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
メロン類果実	1	1.0	○			
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			
ほうれんそう	0.5	0.5	○			0.014(\$), <0.01
たけのこ	5	5				
オクラ	0.2	0.02		0.2		
しょうが		0.02				
未成熟えんどう	2	2.0	○			
未成熟いんげん	2	2.0	○			
えだまめ	2	2.0	○			
マッシュルーム		0.02				
しいたけ	0.2	0.02		0.2		
その他のきのこ類	0.2	0.02		0.2		
その他の野菜	5	5	○			2.32, 2.18(さくら菜)
みかん	0.5	0.5	○			
なつみかんの果実全体	1	1.0	○	0.5		0.39(\$), 0.48(\$)
レモン	1	1.0	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1.0	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	1	1.0	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	1	1.0	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1.0	○	0.5		(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.5	○	0.3		0.110(\$), 0.048
日本なし	1	1.0	○	0.3		
西洋なし	1	1.0	○	0.3		
マルメロ	0.3	0.4		0.3		
びわ	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02
もも	0.1	0.1	○			
ネクタリン	1	1.0	○			0.12, 0.42(\$)
あんず(アプリコットを含む。)		0.02				
すもも(プルーンを含む。)		0.02				
うめ	2	0.02				0.479, 0.749
おうとう(チェリーを含む。)	0.7	0.5	○・申			0.24(\$), 0.08
いちご	0.5	0.5	○			0.177, 0.158
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハuckleベリー		0.02				
その他のベリー類果実	1	1.0				
ぶどう	2	2.0	○	0.1		0.432, 0.512(\$)
かき	0.5	0.5	○			0.07, 0.102(\$)
バナナ		0.02				
キウイ	0.05	0.1	○			0.01, 0.01
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー	1	1.0				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実	0.5	0.5	○	0.2		0.170, 0.136(いちじく)
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実	0.1	0.1				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん	0.05	0.02		0.05		
くり	0.05	0.02		0.05		
ペカン	0.05	0.02		0.05		
アーモンド	0.05	0.02		0.05		
くるみ	0.05	0.02		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.02		0.05		
茶	40	10	○・申			11.6(\$), 31.2(\$)(荒茶)
コーヒー豆		0.02				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
カカオ豆 ホップ	15	0.02 15	○	10		4.34,7.66(\$)
その他のスパイス その他のハーブ	5 2	5 5	○	0.5 0.2		2.01(#),1.66(#)(みかんの果皮) 0.8(\$),0.2(しその葉)
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01 0.01 0.01	0.03 0.005 0.03				【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02 0.02 0.02	0.02 0.005 0.03		0.02		【推:0.004】 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01 0.01 0.01	0.01 0.005 0.03		0.01		【推:0.0024】 【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01 0.01 0.01	0.01 0.005 0.3		0.01		【推:0.0024】 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01 0.01 0.01	0.03 0.005 0.03				【推:0.0024】 【牛の肝臓及び腎臓参照】 【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.005	0.005		0.005		【推:0.0004】
鶏の筋肉 その他の家さんの筋肉		0.005 0.005				
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪		0.005 0.005				
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓		0.005 0.005				
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓		0.005 0.005				
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分		0.005 0.005				
鶏の卵 その他の家さんの卵		0.005 0.005				
魚介類(さけ目魚類に限る。) 魚介類(うなぎ目魚類に限る。) 魚介類(すずき目魚類に限る。) 魚介類(その他の魚類に限る。) 魚介類(貝類に限る。) 魚介類(甲殻類に限る。) その他の魚介類		0.005 0.005 0.005 0.005 0.005 0.005 0.005				
はちみつ		0.005				
干しぶどう	5			0.3		
とうがらし(乾燥させたもの)	5			1		

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農業登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※2010年のJMPRによる評価において、干しぶどうへの加工係数が2.7と設定されているため、本剤については、ぶどうの基準値案である2ppmに加工係数2.7を乗じ、干しぶどうの基準値として5ppmを設定することとした。

※とうがらし(乾燥させたもの)の基準値は、甘長とうがらしの作物残留試験データにCodexが用いた加工係数7を掛けた数値を元に設定した。

フェンピロキシメート

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.05
えんどう	0.1
てんさい	0.02
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.5
パセリ	0.5
みつば	2
その他のせり科野菜 ^{注3)}	0.5
トマト	0.7
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05
すいか	1
メロン類果実	1
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.5
ほうれんそう	0.5
たけのこ	5
オクラ	0.2
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	2
えだまめ	2
しいたけ	0.2
その他のきのこ類 ^{注6)}	0.2
その他の野菜 ^{注7)}	5
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	1
りんご	0.5
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.3
びわ	0.1
もも	0.1
ネクタリン	1
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	0.7
いちご	0.5
その他のベリー類果実 ^{注9)}	1
ぶどう	2
かき	0.5
キウイ	0.05
マンゴー	1
その他の果実 ^{注10)}	0.5
綿実	0.1
ぎんなん	0.05
くり	0.05

※今回基準値を設定するフェンピロキシメートとは、フェンピロキシメート(B体)のみをいう。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

フェニピロキシメート

食品名	残留基準値
	ppm
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注11)}	0.05
茶	40
ホップ	15
その他のスパイス ^{注12)}	5
その他のハーブ ^{注13)}	2
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注14)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注15)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.005
干しぶどう	5
とうがらし(乾燥させたもの)	5

注11)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

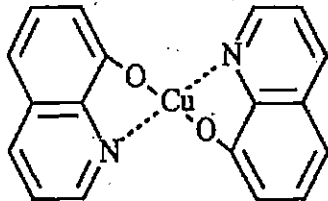
注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注15)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

オキシシン銅 (Oxine Cu)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	有機銅系の殺菌剤である。病害菌の呼吸における脱水素酵素阻害作用により抗菌活性を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	もも/縮葉病、レタス/べと病 等										
我が国の登録状況	もも、レタス等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠①] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>[設定根拠②] 90日間 亜急性毒性試験 (イヌ・強制経口) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: オキシシン銅とする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="584 1646 1428 1908"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>30.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>69.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>31.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	30.8	幼小児 (1~6 歳)	69.0	妊婦	24.0	高齢者 (65 歳以上)	31.8
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	30.8										
幼小児 (1~6 歳)	69.0										
妊婦	24.0										
高齢者 (65 歳以上)	31.8										
意見聴取の状況	平成 26 年 3 月 5 日に在京大使館への説明を実施 平成 26 年 4 月 2 日~5 月 30 日 WTO 通報を実施 今後パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	○ ○ ○ ○ ○ ○			<0.02(#),0.02(#) <0.01,<0.02(#),<0.02(#) (小麦、大麦参照) (小麦、大麦参照)
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにやくいも その他のいも類	0.1 0.05 0.1	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	○ ○ ○ ○ ○			0.031(#),0.029(#),0.009(#),0.032(#\$) <0.005,0.01(\$) 0.021,0.021
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	0.3 5 1 1 1 1 0.7 0.7 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○・申 ○・申 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			0.07(\$),0.01 2.63(\$),0.21 0.16(#),0.22(#\$) 0.35(\$),0.24,0.14,<0.05,0.11,0.25 0.29(#),0.52(#\$),0.24(#),0.01(#)
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のさく科野菜	1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			0.02(#),0.70(#\$),0.28(#),0.04(#), <0.05(#)<0.05(#)(結球レタス)
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜	0.2 1 0.1 1 1 0.05	1 1 1 1 1 1	○ ○ ○ ○ ○ ○			0.10(#),<0.05(#),<0.02,<0.02 0.32(\$),0.26 <0.01,0.02 0.25,0.46 0.010,0.010(食用ゆり)
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜	0.3 0.3	1 1 1 1 1 1	○ ○ ○ ○ ○ ○			<0.01,0.1 0.09,0.09,0.1,0.08
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	3 3	1 1 1 1	○・申 ○・申			0.184,0.705,1.62(\$),1.12 1.06,1.30 1.14(\$),0.63
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜	3 3 0.5 0.1	1 1 1 1 1 1 1	○・申 ○・申 ○ ○ ○ ○ ○			1.06,1.30 1.14(\$),0.63 0.15(\$),0.05 <0.02(#),0.01(#)
ほうれんそう たけのこ オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	0.05	1 1 1 1 1 1 1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			<0.01(#), <0.01(#)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		1				
その他の野菜		1				
みかん なつみかんの外果皮 なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	1 5 5 5 5 5 5	2 2 2 2 2 2 2	○ ○・申 ○・申 ○・申 ○・申 ○・申 ○・申			0.04,0.18,0.51(\$),0.27 (かぼす参照) (かぼす参照) (かぼす参照) (かぼす参照) (かぼす参照) 2.40(かぼす)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	2 2 2 2	2 2 2 2 2	○ ○ ○ ○ ○			0.70(#),0.28(#),0.76(#), 1.36(\$),1.08(#),0.38(#) 1.02(\$),0.78,0.88 (日本なし参照) りんごの作物残留試験成績をもとに 設定(緊急登録)
もも ネクタリン あんず(アブリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.2 0.2 0.05 0.2	2 2 2 2 2	○ ○ ○ ○ ○			<0.04(#),<0.04(#) <0.05,<0.05 <0.01,<0.01 <0.05,<0.05
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	0.1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			<0.02(#),<0.02(#) おうとうの作物残留試験成績の10倍 として設定(緊急登録) おうとうの作物残留試験成績の10倍 として設定(緊急登録) おうとうの作物残留試験成績の10倍 として設定(緊急登録) おうとうの作物残留試験成績の10倍 として設定(緊急登録) おうとうの作物残留試験成績の10倍 として設定(緊急登録) おうとうの作物残留試験成績の10倍 として設定(緊急登録)
ぶどう かき	1 2	2 2	○ ○			0.38(#),0.45(#) 0.78(#),0.96(#)
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし	0.5	2 2 2 2 2 2 2 2 2	○			<0.2,<0.2
その他の果実	2	2	○			りんごの作物残留試験成績をもとに 設定(緊急登録)(かりん)
ひまわりの種子 ごまの種子 べにはなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード		2 2 2 2 2 2				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類		2 2 2 2 2 2				
ホップ	10	10	○			3(#),6(#)
その他のスパイス その他のハーブ	60 0.3	2 1	○ ○			2.84,6,08,28,0.44,70(\$)(みかんの果皮) 0.05,0.07(しそ)

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

オキシシン銅

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.1
大麦	0.1
ライ麦	0.1
その他の穀類 ^{注1)}	0.1
ばれいしょ	0.1
やまいも(長いものをいう。)	0.05
こんにゃくいも	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5
はくさい	0.7
キャベツ	0.7
ブロッコリー	1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	1
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	1
にんにく	0.1
アスパラガス	1
その他のゆり科野菜 ^{注2)}	0.05
にんじん	0.3
パセリ	0.3
トマト	3
きゅうり(ガーキンを含む。)	3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	3
すいか	0.5
メロン類果実	0.1
しょうが	0.05
みかん	1
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	5
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
もも	0.2
ネクタリン	0.2
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	0.2
いちご	0.1
ラズベリー	1
ブラックベリー	1
ブルーベリー	1
クランベリー	1
ハuckleベリー	1
その他のベリー類果実 ^{注4)}	1
ぶどう	1
かき	2
マンゴー	0.5
その他の果実 ^{注5)}	2
ホップ	10
その他のスパイス ^{注6)}	60
その他のハーブ ^{注7)}	0.3

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

プロパルギット (Propargite)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及び魚介類への基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	亜硫酸エステル系の殺虫剤(殺ダニ剤)である。ミトコンドリアのATPase阻害及びモノアミン酸化酵素阻害により、殺虫活性を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	りんご/ハダニ類、みかん/ハダニ類 等										
我が国の登録状況	りんご、みかん等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1999年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はトマト、りんご等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において綿実、レモン等に、カナダにおいてホップ、ぶどう等に、EUにおいてトマト、かんきつ類等に、オーストラリアにおいてりんご、バナナ等に、ニュージーランドにおいてかんきつ類、仁果類等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.0098 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>最少毒性量 2.95mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 300</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：プロパルギットとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>43.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>17.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	13.9	幼小児 (1~6歳)	43.8	妊婦	12.3	高齢者 (65歳以上)	17.0
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	13.9										
幼小児 (1~6歳)	43.8										
妊婦	12.3										
高齢者 (65歳以上)	17.0										
意見聴取の状況	平成26年4月10日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし その他の穀類	0.1	0.1		0.1		
大豆	0.3	0.2		0.3		
小豆類	0.3	0.2		0.3		
えんどう		0.3				
そら豆	0.3	0.2		0.3		
らっかせい	0.1	0.1		0.1		
その他の豆類	0.3	0.2		0.3		
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにやくいも その他のいも類	0.03	0.1		0.03		
てんさい		0.3				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレンソウ はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜		0.3				
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜		0.3				
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜		0.3				
にんじん パースニップ セロリ その他のせり科野菜		0.3				
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	2	2		2		
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜		0.5				
ほうれんそう たけのこ		0.5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
オクラ 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ		3 20 3				
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		3 3 3				
その他の野菜		30				
みかん	0.2	3	○			<0.04, <0.04
なつみかんの果実全体	3	3	○	3		
レモン	3	3	○	3		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3	○	3		
グレープフルーツ	3	3	○	3		
ライム	3	3	○	3		
その他のかんきつ類果実	3	3	○	3		
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	5	3 5 5 3 3	○・申	3		0.76, 1.94(\$)
もも ネクタリン あんず(アプrikottを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.1 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4	○ ○	4 4 4 4 4		0.02, <0.02
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実		7 3 3 3 10 3 3				
ぶどう かき	7	7 3	○	7		
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし		3 3 3 3 3 3 3 3 3				
その他の果実		2				
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード	0.1	3 3 3 0.1 3 3		0.1		
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類	0.1 0.3	3 3 3 0.1 0.1 3		0.1 0.3		
茶 カカオ豆	5	5 0.05	○	5		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ホップ	100	100		100		
その他のスパイス その他のハーブ	10	30	○	3		4.08, 3.60 (みかんの果皮)
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1				【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1		0.1 0.1 0.1		【推:0.017】 【牛の脂肪参照】 【牛の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1		0.1 0.1 0.1		【推:0.0009】 【牛の肝臓参照】 【牛の肝臓参照】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1		0.1 0.1 0.1		【推:0.0009】 【牛の腎臓参照】 【牛の腎臓参照】
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1		0.1 0.1 0.1		【牛の肝臓、腎臓参照】 【牛の肝臓、腎臓参照】 【牛の肝臓、腎臓参照】
乳	0.1	0.1		0.1		【推:0.0009】
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.1 0.1	0.1 0.1		0.1 0.1		【鶏の脂肪参照】 【鶏の脂肪参照】
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.1 0.1	0.1 0.1		0.1 0.1		【推:0.00012】 【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.1 0.1	0.1 0.1		0.1 0.1		【鶏の脂肪参照】 【鶏の脂肪参照】
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.1 0.1	0.1 0.1		0.1 0.1		【鶏の脂肪参照】 【鶏の脂肪参照】
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.1 0.1	0.1 0.1		0.1 0.1		【鶏の脂肪参照】 【鶏の脂肪参照】
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.1 0.1	0.1 0.1		0.1 0.1		【推:0.00012】 【鶏の卵参照】
魚介類	0.2		申			推:0.1705
とうもろこし粉	0.2	0.2		0.2		
とうもろこし油(注1に限る。)	0.5	0.5		0.5		
とうもろこし油(注1を除く。)	0.7	0.7		0.7		
落花生油(注2に限る。)	0.3	0.3		0.3		
落花生油(注2を除く。)	0.3	0.3		0.3		
オレンジジュース	0.3	0.3		0.3		
りんごジュース	0.2	0.2		0.2		
ぶどうジュース	1	1		1		
干しぶどう	12	12		12		
綿実油(注3に限る。)	0.2	0.2		0.2		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。
注1) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。
注2) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。
注3) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

プロパルギット

食品名	残留基準値
	ppm
とうもろこし	0.1
大豆	0.3
小豆類 ^{注1)}	0.3
そら豆	0.3
らっかせい	0.1
その他の豆類 ^{注2)}	0.3
ばれいしょ	0.03
トマト	2
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	3
レモン	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	3
りんご	5
もも	0.1
ネクタリン	4
あんず(アプリコットを含む。)	4
すもも(プルーンを含む。)	4
うめ	4
おうとう(チェリーを含む。)	4
ぶどう	7
綿実	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.3
茶	5
ホップ	100
その他のスパイス ^{注4)}	10
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注5)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注6)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.1
鶏の筋肉	0.1
その他の家きんの筋肉 ^{注7)}	0.1
鶏の脂肪	0.1

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注5) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注6) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注7) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

プロパルギット

食品名	残留基準値
	ppm.
その他の家きんの脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1
魚介類	0.2
とうもろこし粉	0.2
とうもろこし油(注8に限る。)	0.5
とうもろこし油(注8を除く。)	0.7
落花生油(注9に限る。)	0.3
落花生油(注9を除く。)	0.3
オレンジジュース	0.3
りんごジュース	0.2
ぶどうジュース	1
干しぶどう	12
綿実油(注10に限る。)	0.2

注8) 食用植物油の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注9) 食用植物油の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注10) 食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

ピリミジフェン (Pyrimidifen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	フェノキシエチルアミン系の殺ダニ剤である。筋肉細胞内のカルシウムイオンの代謝異常を引き起こし、筋肉の収縮能を失わせたり硬直させたりすることにより、殺ダニ効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	かんきつ/ミカンキジラミ、りんご/リンゴハダニ 等										
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.0015 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] ①1年間 慢性毒性 ②90日間 亜急性毒性試験 (イヌ・カプセル経口投与)</p> <p>無毒性量 0.15mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピリミジフェンとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>7.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	6.0	幼小児 (1~6歳)	18.9	妊婦	5.5	高齢者 (65歳以上)	7.3
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	6.0										
幼小児 (1~6歳)	18.9										
妊婦	5.5										
高齢者 (65歳以上)	7.3										
意見聴取の状況	平成26年4月10日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい	0.1	0.1	○			0.018, 0.016
キャベツ	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02
芽キャベツ	0.1	0.1				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
しょうが		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.08, 0.04
レモン	0.3	0.3	○			(ゆず参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3	○			(ゆず参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(ゆず参照)
ライム	0.3	0.3	○			(ゆず参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			0.076, 0.062(ゆず)
りんご	0.3	0.3	○			0.096, 0.018
日本なし	0.2	0.2	○			0.046, 0.020
西洋なし	0.2	0.2	○			(日本なし参照)
マルメロ		0.2				
びわ		0.1				
もも	0.1	0.1	○			
ネクタリン		0.2				
あんず(アブリコットを含む。)		0.3				
すもも(プルーンを含む。)		0.3				
うめ		0.3				
おうとう(チェリーを含む。)		0.3				
いちご	0.3	0.3	○			0.098, 0.053
ラズベリー		0.3				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ブラックベリー		0.3				
ブルーベリー		0.3				
クランベリー		0.3				
ハuckleベリー		0.3				
その他のベリー類果実		0.3				
ぶどう		0.3				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				
パイナップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.3				
その他の果実		0.3				
茶	5	5	○			2.22(#), 1.03(#)
その他のスパイス	0.7	0.3	○			0.24, 0.21(みかんの果皮)
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

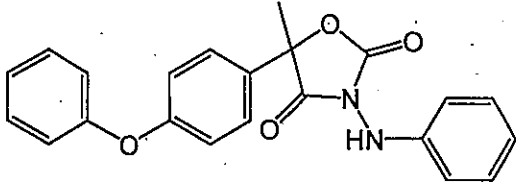
ピリミジフェン

食品名	残留基準値
	ppm
はくさい	0.1
キャベツ	0.1
芽キャベツ	0.1
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	0.3
りんご	0.3
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
もも	0.1
いちご	0.3
茶	5
その他のスパイス ^{注2)}	0.7

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

ファミキサドン (Famoxadone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	オキサゾリジンジオン系殺菌剤である。病原菌のミトコンドリア内のチトクローム b 及びチトクローム c 間の電子伝達経路を遮断することにより殺菌作用を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	ばれいしょ/夏疫病、はくさい/べと病 等										
我が国の登録状況	ばれいしょ、はくさい等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2003 年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定されている。国際基準は小麦、ばれいしょ等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、果菜類等に、カナダにおいてトマト、畜産物等に、EU においてぶどう、きゅうり等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.006 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 1.2 mg/kg 体重/day 安全係数 200</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: ファモキサドンとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1512 1428 1769"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>32.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>55.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>33.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	32.2	幼小児 (1~6 歳)	55.9	妊婦	34.7	高齢者 (65 歳以上)	33.9
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	32.2										
幼小児 (1~6 歳)	55.9										
妊婦	34.7										
高齢者 (65 歳以上)	33.9										
意見聴取の状況	平成 26 年 4 月 10 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm					
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm						
小麦	0.1	0.1	IT	0.1							
大麦	0.2	0.2	IT	0.2							
大豆	0.2	0.2	○								
小豆類		0.02									
えんどう		0.02									
そら豆		0.02									
その他の豆類		0.02									
ばれいしよ	0.05	0.1	○	0.02		<0.01,<0.01					
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1									
かんしょ		0.1									
やまいも(長いもをいう。)		0.1									
こんにやくいも		0.1									
その他のいも類		0.1									
てんさい		0.02									
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.7	0.02	○			0.28,0.18					
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02									
かぶ類の根		0.02									
かぶ類の葉		0.02									
西洋わさび		0.02									
クレソン		0.02									
はくさい		1									
キャベツ		0.02									
芽キャベツ		0.02									
ケール		0.02									
こまつな		0.02									
きょうな	0.02										
チンゲンサイ	0.02	0.1	EU	【EUブロッコリー参照】 【<0.01-0.07(n=9) (ブロッコリー及び カリフラワー)(EU)】							
カリフラワー	0.02										
ブロッコリー	0.1	0.02		0.1	EU						
その他のあぶらな科野菜		0.02									
ごぼう	25	0.02				【1.8-18(n=13)(セロリ) 0.033-12(n=32)(レタス) 0.63-22(n=7) (ワーフレタス)(米国)】					
サルシフィー		0.02									
アーティチョーク		0.02									
チコリ		0.02									
エンダイブ		0.02									
しゅんぎく		0.02									
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		5									
その他のきく科野菜		0.02									
たまねぎ		0.5					0.5	○・IT	0.45	アメリカ	【IND-0.23(n=8)(米国)】
ねぎ(リーキを含む。)		2					0.02		2	EU	【0.02-0.997(n=8)(EU)】
にんにく	0.5	0.5		0.45	アメリカ	【米国たまねぎ参照】					
にら		0.02									
アスパラガス		0.02									
わけぎ		0.02									
その他のゆり科野菜	0.5	0.5	○	0.45	アメリカ	【米国たまねぎ参照】					
にんじん		0.02									
パースニップ		0.02									
パセリ		0.02									
セロリ		0.02									
みつば		0.02									
その他のせり科野菜		0.02									
トマト		2					2	○・IT	2		
ピーマン	4	4	IT	4	アメリカ	【0.085-0.79(n=7)(米国)】					
なす	4	2	○	4	アメリカ	【米国ピーマン、とうがらし参照】					
その他のなす科野菜	4	2	IT	4	アメリカ	【0.54-3.7(n=4) (とうがらし)(米国)】					
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	2	○	0.2		0.17,0.12					
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	2	IT	0.2							
しろりり		2									

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
すいか	0.1	0.1	○				
メロン類果実	0.1	0.1	○				
まくわうり		0.1					
その他のうり科野菜		2					
ほうれんそう		0.02					
たけのこ		0.02					
しょうが		0.02					
未成熟えんどう		0.02					
未成熟いんげん		0.02					
えだまめ		0.02					
マッシュルーム		0.02					
しいたけ		0.02					
その他のきのこ類		0.02					
その他の野菜		2					
みかん		0.02					
なつみかんの果実全体		0.02					
レモン		0.02					
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02					
グレープフルーツ		0.02					
ライム		0.02					
その他のかんきつ類果実		0.02					
りんご		0.02					
日本なし		0.02					
西洋なし		0.02					
マルメロ		0.02					
びわ		0.1					
もも		0.1					
ネクタリン		0.02					
あんず(アプリコットを含む。)		2					
すもも(ブルーベリーを含む。)		2					
うめ		2					
おうとう(チェリーを含む。)		2					
いちご		2					
ラズベリー	10	2			10	アメリカ	【0.48-2.2(n=5)(米国)】
ブラックベリー	10	2			10	アメリカ	【3.2(米国)】
ブルーベリー		2					
クランベリー		2					
ハuckleベリー		2					
その他のベリー類果実	10	2			10	アメリカ	【6.6(ボイセンベリー)(米国)】
ぶどう	2	2	○・IT	2			0.90,0.82
かき		0.02					
バナナ		0.02					
キウイ		0.1					
パイナップル		0.02					
アボカド		0.02					
パイナップル		0.02					
グアバ		0.02					
マンゴー		0.02					
パッションフルーツ		0.02					
なつめやし		2					
その他の果実	4	2			4	アメリカ	【米国ピーマン、とうがらし参照】
ぎんなん		0.02					
くり		0.02					
ペカン		0.02					
アーモンド		0.02					
くるみ		0.02					
その他のナッツ類		0.02					
ホップ	80		IT		80	アメリカ	【15.89-46.85(n=3)(米国)】
その他のスパイス		2					
その他のハーブ	2	2			2	EU	【0.43-0.85(n=3) (カモミール)(EU)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.5	0.5	IT			【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の筋肉	0.5	0.5	IT			【牛の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5	IT			【牛の肝臓及び腎臓参照】
牛の脂肪	0.5	0.5	IT	0.5		推:0.41
豚の脂肪	0.5	0.5	IT	0.5		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5	IT	0.5		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.5	0.5	IT	0.5		推:0.24
豚の肝臓	0.5	0.5	IT	0.5		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5	IT	0.5		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.5	0.5	IT	0.5		推:0.062
豚の腎臓	0.5	0.5	IT	0.5		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5	IT	0.5		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.5	0.5	IT	0.5		【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.5	0.5	IT	0.5		【牛の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5	IT	0.5		【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.03	0.03	IT	0.03		推:0.019
鶏の筋肉	0.01	0.01	IT	0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01	IT	0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01	IT			
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01	IT			
鶏の肝臓	0.01	0.01	IT	0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01	IT	0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01	IT	0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01	IT	0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01	IT	0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01	IT	0.01		
鶏の卵	0.01	0.01	IT	0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01	IT	0.01		
魚介類	0.2		申			推:0.168
小麦ふすま	0.2	0.2		0.2		
干しぶどう	5	5		5		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

ファモキサドン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.1
大麦	0.2
大豆	0.2
ばれいしょ	0.05
はくさい	0.7
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)	25
たまねぎ	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	2
にんにく	0.5
その他のゆり科野菜 ^{注1)}	0.5
トマト	2
ピーマン	4
なす	4
その他のなす科野菜 ^{注2)}	4
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
ラズベリー	10
ブラックベリー	10
その他のベリー類果実 ^{注3)}	10
ぶどう	2
その他の果実 ^{注4)}	4
ホップ	80
その他のハーブ ^{注5)}	2
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分 ^{注7)}	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.03
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注8)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01

注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注4)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注6)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注7)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注8)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フェモキサドン

食品名	残留基準値
	ppm
その他の家さんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家さんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家さんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家さんの卵	0.01
魚介類	0.2
小麦ふすま	0.2
干しぶどう	5

フルフェナセット (Flufenacet)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	酸アミド系の除草剤である。長鎖脂肪酸の生合成を阻害することにより、細胞分裂の阻害を伴う生育抑制を起こし除草効果を発現すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	小麦／一年生雑草、大麦／一年生雑草 等										
我が国の登録状況	小麦及び大麦に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、だいず等に、カナダにおいて小麦、だいず等に、EU において大麦、ばれいしょ等に、ニュージーランドにおいて小麦、大麦に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.011 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌)</p> <p>無毒性量 1.14 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：フルフェナセット、代謝物 W 及び代謝物 P1 とする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>5.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	6.7	幼小児 (1~6 歳)	16.4	妊婦	7.1	高齢者 (65 歳以上)	5.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	6.7										
幼小児 (1~6 歳)	16.4										
妊婦	7.1										
高齢者 (65 歳以上)	5.8										
意見聴取の状況	平成 26 年 4 月 10 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦 大麦 とうもろこし	0.5 0.2 0.05	0.1 0.05	申 申・IT		0.05 米国	0.05, 0.16 <0.05, <0.05 【<0.05(n=31)(米国)】
大豆	0.1	0.1			0.1 米国	【<0.05-0.10(n=25)(米国)】
ばれいしょ	0.1		IT		0.1 EU	【<0.050-0.109(n=20)(EU)】
トマト	0.05		IT		0.05 EU	【<0.05(n=14)(EU)】
えだまめ		0.1				
ひまわりの種子	0.05		IT		0.05 EU	【<0.05(n=8)(EU)】
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05 0.05 0.05				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05 0.05 0.05				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1 0.1 0.1				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.5 0.5 0.5				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1 0.1 0.1				

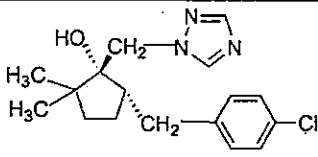
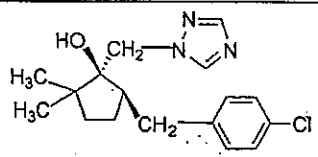
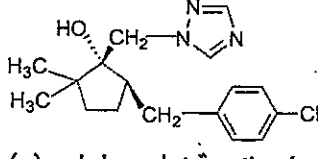
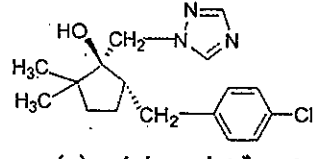
平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
 米国及びEU:フルフェナセット(N-フルオロフェニル-N-イソプロピルアミノ基を持つ代謝物を含む)

フルフェナセット

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.5
大麦	0.2
とうもろこし	0.05
大豆	0.1
ばれいしょ	0.1
トマト	0.05
ひまわりの種子	0.05

※今回基準値を設定するフルフェナセットとは、フルフェナセット、代謝物W【[(4-フルオロフェニル)(1-メチルエチル)アミノ]オキソ酢酸】をフルフェナセットに換算したもの及び代謝物P1【[(4-フルオロフェニル)(1-メチルエチル)アセトアミド]-2-スルフィニル酢酸】をフルフェナセットに換算したものの和をいう。

メトコナゾール (Metconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定											
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、あわせてインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。											
構造式	 <p>(+)-メトコナゾール-<i>cis</i> (1<i>R</i>, 5<i>S</i>)</p>	 <p>(-)-メトコナゾール-<i>cis</i> (1<i>S</i>, 5<i>R</i>)</p>										
	 <p>(+)-メトコナゾール-<i>trans</i> (1<i>R</i>, 5<i>R</i>)</p>	 <p>(-)-メトコナゾール-<i>trans</i> (1<i>S</i>, 5<i>S</i>)</p>										
用途	農薬/殺菌剤											
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。菌類のエルゴステロール生合成経路中の 14 位の炭素原子の脱メチル化を阻害する作用により、殺菌効果をもたらすものと考えられている。 <i>cis</i> 体及び <i>trans</i> 体の幾何異性体が存在するが、 <i>cis</i> 体の方が殺菌活性が高い。											
適用作物/適用病害虫等	麦類/赤かび病、みかん/緑かび病 等											
我が国の登録状況	麦類、みかん等に農薬登録がされている。											
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてバナナ、大麦等、カナダにおいて大麦、なたね等に、EU において麦類、なたね等に基準値が設定されている。											
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.02 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 13 日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口投与)</p> <p>無毒性量 2 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>											
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：メトコナゾール (<i>cis</i> 体と <i>trans</i> 体の総和) とする。											
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1758 1428 1982"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>8.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>			TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	9.2	幼小児 (1~6 歳)	24.4	妊婦	11.2	高齢者 (65 歳以上)	8.1
	TMDI/ADI 比 (%)											
国民平均	9.2											
幼小児 (1~6 歳)	24.4											
妊婦	11.2											
高齢者 (65 歳以上)	8.1											
意見聴取の状況	平成 26 年 4 月 10 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント、WTO 通報を実施予定											
答申案	別紙 2 のとおり。36											

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	1	0.2	申			0.02,0.47(\$)
大麦	5	3	申			2.43,0.87
ライ麦	5	3	申			(大麦参照)
とうもろこし	0.02		IT		0.02	【<0.01-0.018(n=20) (米国)】
その他の穀類	5	3	申			(大麦参照)
大豆	0.05		IT		0.05	【<0.01(n=21)(米国)】
らっかせい	0.04		IT		0.04	【<0.02(n=14)(米国)】
てんさい	0.07		IT		0.07	【<0.01-0.084(n=24)(米国)】
みかん	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
なつみかんの果実全体	0.2	0.2	○			0.03,0.05
レモン	0.3	0.3	○			(すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3	○			(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(すだち、かぼす参照)
ライム	0.3	0.3	○			(すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			0.07,0.05(すだち、かぼす)
ネクタリン	0.2		IT		0.2	【米国すもも、おうとう参照】
あんず(アプレットを含む。)	0.2		IT		0.2	【米国すもも、おうとう参照】
すもも(ブルーを含む。)	0.2		IT		0.2	【<0.02-0.03(n=6)(ブラム)(米国)】
おうとう(チェリーを含む。)	0.2		IT		0.2	【<0.02(n=10)(米国)】
バナナ	0.1	0.1			0.1	【<0.10(n=12)(有袋), <0.10(n=12)(無袋)(米 国)】
マンゴー	0.5		IT		0.5	【0.35,0.13(台湾)】
なたね	0.04		IT		0.04	【<0.02-0.04(n=8)(米国)】
くり	0.04		IT		0.04	【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.04		IT		0.04	【<0.02(n=3)(米国)】
アーモンド	0.04		IT		0.04	【<0.02(n=10)(米国)】
くるみ	0.04		IT		0.04	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.04		IT		0.04	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のスパイス	3	3	○			0.66,1.06(n)(みかん果皮)

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

メコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	1
大麦	5
ライ麦	5
とうもろこし	0.02
その他の穀類 ^{注1)}	5
大豆	0.05
らっかせい	0.04
てんさい	0.07
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.3
ネクタリン	0.2
あんず(アプレコットを含む。)	0.2
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	0.2
バナナ	0.1
マンゴー	0.5
なたね	0.04
くり	0.04
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類 ^{注3)}	0.04
その他のスパイス ^{注4)}	3

※今回基準値を設定するメコナゾールとは、メコナゾール(cis体とtrans体の総和)とする。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

オルビフロキサシン (Orbifloxacin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく製造販売の承認申請に伴う意見聴取があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／抗菌剤										
作用機構	フルオロキノロン系合成抗菌剤である。細菌のDNA ジヤイレースを阻害することにより殺菌的な作用を持ち、グラム陽性菌、グラム陰性菌、マイコプラズマなど広い抗菌スペクトルを有する。										
我が国の承認状況	牛、豚に承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) においては評価されておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.012 mg/kg 体重/day [設定根拠] 微生物学的ADI 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: オルビフロキサシンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.6	幼小児 (1~6 歳)	2.4	妊婦	0.7	高齢者 (65 歳以上)	0.6
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.6										
幼小児 (1~6 歳)	2.4										
妊婦	0.7										
高齢者 (65 歳以上)	0.6										
意見聴取の状況	平成 26 年 1 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 26 年 4 月 30 日~5 月 29 日パブリックコメントを実施 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

オルビフロキサシン

食品名	基準値 (案) ppm	基準値 現行 ppm	薬事法 ppm
牛の筋肉	0.02	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02	0.02
豚の脂肪	0.02	0.02	0.02
牛の肝臓	0.02	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02	0.02
乳	0.02	0.02	0.02

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値（暫定基準）

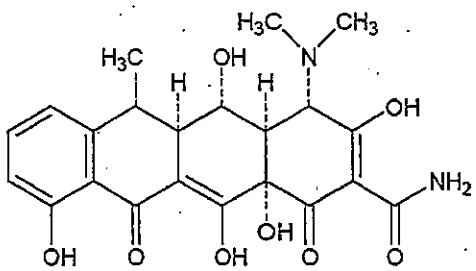
答申 (案)

オルビフロキサシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注)}	0.02
豚の食用部分	0.02
乳	0.02

注)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ドキシサイクリン (Doxycycline)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p>The image shows the chemical structure of Doxycycline, a tetracycline antibiotic. It features a central tetracycline core with a dimethylamino group (-N(CH₃)₂) at the 7-position, a methyl group (-CH₃) at the 8-position, and a primary amide group (-CONH₂) at the 4-position. The structure is shown with stereochemistry at several chiral centers.</p>										
用途	動物用医薬品／抗菌剤										
作用機構	テトラサイクリン系の抗生物質である。細菌の 70S リボゾームの 30S サブユニットと結合して、t-RNA のリボゾームへの結合を阻害することにより、タンパク合成を阻害して静菌作用を発揮し、広い抗菌スペクトルを持つ。										
我が国の承認状況	豚、鶏及び魚類に承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) においては評価されておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EU において基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (A D I) 0.0053 mg/kg 体重/day [設定根拠] 微生物学的 ADI										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ドキシサイクリンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="574 1276 1412 1545"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	1.5	幼小児 (1~6 歳)	3.3	妊婦	1.3	高齢者 (65 歳以上)	1.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	1.5										
幼小児 (1~6 歳)	3.3										
妊婦	1.3										
高齢者 (65 歳以上)	1.5										
意見聴取の状況	平成 26 年 1 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 26 年 4 月 30 日~5 月 29 日パブリックコメントを実施 今後 WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

ドキシサイクリン

食品名	基準値 (案) ppm	基準値 現行 ppm	薬事法 ppm	EU ppm
牛の筋肉		0.1		0.1
豚の筋肉	0.05	0.05	0.05	0.1
牛の脂肪		0.1		
豚の脂肪	0.05	0.05	0.05	0.3
牛の肝臓		0.3		0.3
豚の肝臓	0.05	0.05	0.05	0.3
牛の腎臓		0.6		0.6
豚の腎臓	0.05	0.05	0.05	0.6
牛の食用部分		0.3		
豚の食用部分	0.05	0.05	0.05	
鶏の筋肉	0.05	0.05	0.05	0.1
その他の家きんの筋肉		0.1		0.1
鶏の脂肪	0.05	0.05	0.05	0.3
その他の家きんの脂肪		0.3		0.3
鶏の肝臓	0.05	0.05	0.05	0.3
その他の家きんの肝臓		0.3		0.3
鶏の腎臓	0.05	0.05	0.05	0.6
その他の家きんの腎臓		0.6		0.6
鶏の食用部分	0.05	0.05	0.05	
その他の家きんの食用部分		0.3		
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	0.05	0.05	0.05	

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値（暫定基準値）

答申 (案)

ドキシサイクリン

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.05
豚の脂肪	0.05
豚の肝臓	0.05
豚の腎臓	0.05
豚の食用部分 ^{注)}	0.05
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
魚介類 (すずき目魚類に限る。)	0.05

注) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ダノフロキサシン (Danofloxacin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／抗菌剤										
作用機構	第三世代のフルオロキノロン系の合成抗菌剤である。細菌の DNA ジャイレーズを阻害すると考えられている。										
我が国の登録状況	牛、豚に承認されている。										
諸外国の状況	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) において評価されており、ADI が設定されている。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国、カナダ及び EU において基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.018 mg/kg 体重/day [設定根拠] 微生物学的 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: ダノフロキサシンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>15.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	5.5	幼小児 (1~6 歳)	15.1	妊婦	7.9	高齢者 (65 歳以上)	4.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	5.5										
幼小児 (1~6 歳)	15.1										
妊婦	7.9										
高齢者 (65 歳以上)	4.0										
意見聴取の状況	平成 26 年 4 月 10 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

ダノフロキサシン

食品名	基準値 (案) ppm	基準値 現行 ppm	薬事法 ppm	国際基準 ppm	EU ppm
牛の筋肉	0.2	0.20		0.2	0.2
豚の筋肉	0.1	0.10		0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 の筋肉		0.2			0.2
牛の脂肪	0.1	0.10		0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.10		0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 の脂肪		0.1			0.1
牛の肝臓	0.4	0.40		0.4	0.4
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 の肝臓		0.4			0.4
牛の腎臓	0.4	0.40		0.4	0.4
豚の腎臓	0.2	0.20		0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 の腎臓		0.4			0.4
牛の食用部分	0.4	0.4			
豚の食用部分	0.2	0.05			
その他の陸棲哺乳類に属する動物 の食用部分		0.4			
乳	0.05	0.05	0.05		0.03
鶏の筋肉	0.2	0.20		0.2	0.2
その他の家きんの筋肉		0.2			0.2
鶏の脂肪	0.1	0.10		0.1	0.1
その他の家きんの脂肪		0.1			0.1
鶏の肝臓	0.4	0.40		0.4	0.4
その他の家きんの肝臓		0.4			0.4
鶏の腎臓	0.4	0.40		0.4	0.4
その他の家きんの腎臓		0.4			0.4
鶏の食用部分	0.4	0.4			

食品名	基準値 (案) ppm	基準値 現行 ppm	薬事法 ppm	国際基準 ppm	EU ppm
その他の家さんの食用部分		0.4			
魚介類（さけ目魚類に限る。）		0.1			0.1
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）		0.1			0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）		0.1			0.1
魚介類（その他の魚類に限る。）		0.1			0.1
魚介類（貝類に限る。）		0.1			0.1
魚介類（甲殻類に限る。）		0.1			0.1
その他の魚介類		0.1			0.1

平成 17 年 11 月 29 日厚生労働省告示 499 号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

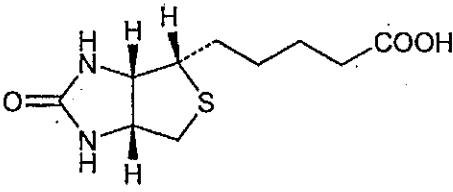
答申 (案)

ダノフロキサシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.4
豚の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.4
豚の腎臓	0.2
牛の食用部分 ^{注)}	0.4
豚の食用部分	0.2
乳	0.05
鶏の筋肉	0.2
鶏の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.4
鶏の腎臓	0.4
鶏の食用部分	0.4

注) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ビオチン

審議の対象	食品添加物としての使用基準の改正。
経緯	事業者等からの指定等の要請により使用基準の改正を行うもの。
構造式	
用途	栄養強化剤
概要	<p>ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持に関わる必須栄養素である。ビオチンは動物の肝臓、卵黄、豆類等、様々な食品に含まれている。</p> <p>我が国では、乳児用調製粉乳、フォローアップミルク及び特殊医療用調製粉乳への添加が認められていないため、潜在的なビオチン欠乏の可能性がある。特にビオチンの含有量が少ない特殊医療用調製粉乳を摂取する一部の乳幼児では、皮膚炎や脱毛症等のビオチン欠乏症状が報告されている。</p>
諸外国での状況	<p>コーデックスでは、乳児用調製乳の推奨含有量を、$1.5 \mu\text{g}/100\text{kcal}$以上とし、推奨含有量の上限值を設けていないが、Guidance Upper Level（十分に科学的根拠が確定していない栄養素についての上限量）を$10 \mu\text{g}/100\text{kcal}$と設定している。</p> <p>米国では、GRASとして、食品全般に対して、GMP（適正製造規範）の下で必要量を食品に使用することが認められている。また、乳を原料としない乳児用調製乳等については、$1.5 \mu\text{g}/100\text{kcal}$以上含有することを義務づけている。</p> <p>EUでは、乳児用調製乳及びフォローアップミルクに対して、$1.5\sim 7.5 \mu\text{g}/100\text{kcal}$の範囲で含有することが義務づけられている。</p>

食品安全委員会における食品健康影響評価結果	添加物として適切に使用される限りにおいて、安全性に懸念がないと考えられ、ADI を特定する必要はない。
摂取量の推計	乳児期及び小児における哺乳量とミルクへのビオチン添加量並びにトータルダイエット調査報告の結果から、推計値が過小にならないよう留意し、ビオチンの推定一日摂取量を算出すると、成人で 70 µg/人/日 (1.4 µg/kg 体重/日)、乳児で 53µg/人/日とされる。
使用基準案 (※下線部が改正箇所)	<p>ビオチンは、<u>調製粉乳及び母乳代替食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部（五）乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の厚生労働大臣の承認を受けたものを除く。</u>以下この目において同じ。）並びに<u>保健機能食品以外の食品に使用してはならない。</u></p> <p><u>ビオチンを母乳代替食品に使用する場合は、その 100kcal につき、ビオチンとして 10µg を超える量を含有しないように使用しなければならない。</u></p>
成分規格案	ビオチンは別紙のとおり既に成分規格が設定されている。本使用基準改正において変更の必要はない。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報は終了。
答申案	別紙のとおり。

答申 (案)

ビオチンの添加物としての使用基準については、以下のとおり改正することが適当である。

使用基準 (案)

ビオチンは、調製粉乳及び母乳代替食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部（五）乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の厚生労働大臣の承認を受けたものを除く。以下この目において同じ。）並びに保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

ビオチンを母乳代替食品に使用する場合は、その 100kcal につき、ビオチンとして 10 μ g を超える量を含むないように使用しなければならない。

※下線部分が改正箇所